令和９年度
第一幼稚園　園児募集のご案内
(通常保育型・就労支援型　共通)



令和８年１１月４日初版

島本町教育委員会事務局　保育幼稚園課　　075－962－7461

島本町立第一幼稚園　　075－961－6456

目　　次

１　第一幼稚園位置図……P2
２　令和９年度入園申込（通常保育型・就労支援型共通）……P3
３　随時入園及び在園中の通常保育型・就労支援型の切替え……P4
４　入園申込に当たっての注意事項……P5
５　第一幼稚園の概要……P6
６　利用形態に応じた必要な申込み・添付書類の一覧……P7
７　通常保育型の概要……P8
８　通常保育型における預かり保育……P9
９　通常保育型の方が預かり保育料の無償化（施設等利用給付認定）を受ける場合……P9
１０　就労支援型（長時間の預かり保育）の概要……P10
１１　保育の必要性の認定要件……P12
１２　申込時に必要な手続及び必要書類……P13
１３　預かり保育料の無償化……P15
１４　預かり保育料及び給食費が無償となる場合……P16
１５　所得の申告……P17
１６　園バスの通園可能地区及び停留所……P18

※今回掲載している内容は、令和８年１１月４日時点のものです。
　今後、変更となる可能性があります。

第一幼稚園位置図



町立第一幼稚園
住所：島本町青葉三丁目１番１号

令和9年度入園申込（通常保育型・就労支援型共通）

【案内等配布開始日】

令和８年１１月４日（水）

※役場１階教育委員会事務局で配架しますので、必要な方は、開庁時間内（午前９時から午後５時まで）にお越しください。また、町ホームページからもダウンロードすることができます。

※窓口では、案内及び就労証明書等の保育の必要性の認定要件（以下「保育要件」という。）に係る証明書類のみ配布します。

【一次受付期間】

令和８年１１月４日（水）から１２月４日（金）まで

※上記の期間内にオンラインで申込みがされたものを一次受付とします。就労証明書等、準備に時間のかかる書類が必要となることがありますので、余裕を持ってのご対応をお願いします。

※一次受付での入園は、令和９年４月１日のみとなります。

【申込方法】

オンラインによる受付のみ

※通常保育型の申込方法は８ページ、就労支援型の申込方法は１０ページをご確認の上、申し込んでください。

【令和９年度 町立第一幼稚園 園児募集のご案内】

https://www.town.shimamoto.lg.jp/site/kosodate/37421.html

こちらの QR コードからもアクセスできます→

【追加資料提出】

URL：https://logoform.jp/form/8bKw/1806951

こちらの QR コードからもアクセスできます→

■アップロードが必要な添付書類

- 代表保護者の本人確認書類（全員）
- 就労証明書等の保育要件の証明書類（就労支援型で申し込まれる方及び預かり保育料の無償化を受けられる方のみ）

 ※保護者全員が保育の実施要件に該当する必要があります。

 ※詳細は、１２～１４ページをご覧ください。

【結果通知】

令和８年１２月末頃に入園可否をお知らせします（一次受付期間中の申込者に限る。）。

随時入園については、申し込まれてから約２週間後にお知らせします。

随時入園及び在園中の通常保育型･就労支援型の切替え

一次受付期間後も随時入園及び在園中の通常保育型・就労支援型の切替えについて、先着順で随時受け付けます。なお、入園（切替え）希望日は、各月１日のみとなります。

定員を超える申込みとなった場合は、**補欠**となります。補欠の方には補欠証を送りますので、大切に保管してください。在園児の退園等により欠員が生じた際には、保育幼稚園課から電話連絡をします。

希望される方は、必ず入園案内等をご確認いただき、オンラインで手続を行ってください。申込みフォームについては、３ページの【令和９年度 町立第一幼稚園 園児募集のご案内】に掲載します。

〇「就労支援型→通常保育型」の切替え

就労支援型を利用中の方で保育要件がなくなる予定となった場合、その切替申請日の直後の申込期限に応じた利用希望月の申請が可能であり、通常保育型に空きがあれば、先着順で切り替えます。通常保育型の受入枠に空きがなければ、退園となります。また、通常保育型に空きがあったとしても、保育要件がなくなったタイミングによっては、退園となります。

〇「通常保育型→就労支援型」の切替え

通常保育型を利用中の方が就労支援型を利用したい場合は、その切替申請日の直後の申込期限に応じた利用希望月の申請が可能であり、就労支援型の受入枠に空きがあれば、先着順で切り替えます。就労支援型の受入枠に空きがなければ、通常保育型＋預かり保育料の無償化（施設等利用給付認定）で利用可能です。

【申込期限】

令和９年２月１日から申込みフォームを公開します。３月からの利用希望（二次）については、令和１０年度入園申込の一次受付後における受入枠の残枠が確定してから申込みフォームを公開します。

随時入園及び在園中の通常保育型・就労支援型の切替えは、下表のとおり利用希望月の前々月末まで（２月・３月からの利用希望にあっては、１１月３０日まで）にオンラインでの手続が必要です。

※補欠枠の繰上げによる入園については、繰上げの調整を行い、入園の意思確認ができた日の直後の申込期限に応じた利用希望月となります。

利用希望		申込期限
随時入園 及び 通常保育型・就労支援型 の切替え	４月からの利用希望（二次）	令和９年　２月２８日
	５月からの利用希望	３月３１日
	６月からの利用希望	４月３０日
	７月からの利用希望	５月３１日
	８月からの利用希望	６月３０日
	９月からの利用希望	７月３１日
	１０月からの利用希望	８月３１日
	１１月からの利用希望	９月３０日
	１２月からの利用希望	１０月３１日
	１月・２月・３月からの利用希望	１１月３０日
	３月からの利用希望（二次）	令和１０年　１月３１日

入園申込に当たっての注意事項

【申込みについて】　　※役場窓口及び第一幼稚園での申込書類の配布・受付は、行いません。

- 記入漏れや添付書類の不足などの不備がある場合は受付ができないことがありますので、申込内容や添付書類について十分にご確認の上でお申込みください。
- 利用申込に際して、必要書類の内容や窓口等での聴取に対する回答内容に偽りがあった場合には、その申込書を無効とし、「支給認定証」、「事業所入所承諾書」等についてもこれを取り消し、退園していただく場合があります。
- オンラインでの申込完了後、世帯員全員の個人番号（マイナンバー）確認書類※を保育幼稚園課へ提出してください。

 ※…個人番号（マイナンバー）確認書類として有効なものは、マイナンバーカード（裏面（個人番号の記載がある面）、個人番号が記載された住民票、個人番号通知カード（通知カードに記載された氏名、住所等に変更がない方の場合は表面、変更があった方で令和２年５月２４日以前に通知カードの記載内容の変更手続をされている方の場合は表面及び裏面）の写しとなります。
- 入園申込時に提出された必要書類の記載内容に変更が生じた場合は、変更のあった内容に応じて届出が必要になります。

【添付書類について】

- 就労証明書等の保育要件の証明書類は、町ホームページに掲載し、及び役場窓口で配布しています。
- 記入した内容を訂正する場合、訂正箇所に二重線を引いて再度記入してください。
 なお、就労証明書等が手書きされ、押印がされている証明書の場合は、証明書に押印されている印と同じ訂正印が必要となります。
- 保育要件の証明書類は保育所等及び学童保育室の入所（園・室）申込と同一の様式であるため、証明日から３か月以内であれば、同じものを添付して構いません。
- 「保育要件」の変更があり、それを事前に分かっている場合は、変更事由発生以前に届出が必要になります。事前に分からない場合は、変更事由発生後速やかに届出をお願いします。
 また、保育要件や保育必要量に変更はないものの、就労先が変わった（転職した）、異動があり勤務先住所や勤務時間が変わったなど、既に提出されている書類の内容に変更がある場合も、変更事由発生後１０日以内に届出が必要になります。
- 申込み後、提出した書類の記載内容等に変更が発生した場合は、届出が必要です。次の期間中にオンラインで手続を完了させてください。
 ①　保育要件・保育必要量に係る変更のとき　→　**新たな認定区分の開始希望日の５営業日前**
 ②　①以外の変更のとき　→　**変更の生じた日から１０日以内**

【転入予定の方について】

- 島本町へ転入予定の方であっても、入園申込は可能です。ただし、入園については内定とし、内定結果通知を送付します。正式な入園決定は、島本町内への転入手続が完了してからとなります。
- 入園が内定した場合、入園日まで（入園日が役場閉庁日の場合、直前の役場開庁日まで）に町内への転入手続を行ってください。また、転入手続後速やかに、記載内容変更の入力フォーム（オンライン）により、又は保育幼稚園課までお越しの上、住所変更の届出を行ってください。
- **入園日までに上記の手続が完了していない場合は、入園内定等を取り消す場合があります。**

第一幼稚園の概要

【定員】

３～５歳児　各３５人（通常保育型枠　１７人、就労支援型枠　１８人）

※令和８年度３・４歳児からの継続児を含む。

※一次受付期間内に申込人数が上記の定員を超えた場合、通常保育型・就労支援型それぞれで抽選を行います。

※申込状況により募集人員を変更する場合があります。

【対象者】

保護者と一緒に町内に居住する３歳、４歳及び５歳の幼児（年齢は、令和９年４月１日時点）

※3 歳児の場合は令和５年４月２日～令和６年４月１日生まれ、４歳児の場合は令和４年４月２日～令和５年４月１日生まれ、５歳児の場合は令和３年４月２日～令和４年４月１日生まれが対象です。

【諸費用】

〇給食費

・１食当たり２００円です。

・支払は月ごとで、月額は、１食当たりの金額にカレンダー上の提供日数を乗じて算出します。

・支払方法は、口座振替での納付となり、引落し日は、給食の提供を受けた月の翌月１０日（その日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日）です。

〇学級費等

〇制服、制帽、通園カバン等の購入に要する実費

※基本の保育料は、無料です。ただし、通常保育型における預かり保育又は就労支援型（長時間の預かり保育）を利用される場合は、別途、預かり保育料が掛かります（９・１０ページ参照）。

なお、預かり保育料の無償化の詳細は、１５ページをご覧ください。

【趣旨】

教育基本法及び学校教育法に基づき、幼児を適切な環境の下で保育し、その心身の発達を助長する。

【教育目標】

・豊かな心と健やかな体をもつ子どもを育む

・他を認め、他への思いやりの心をもつ子どもを育む

・自分で考え、自分の言葉で話し、自分の意志で行動する子どもを育む

・よりよい環境の中で、いきいきと意欲的に活動する子どもを育む

【教育課程時間】

通常保育日　　午前９時 ～ 午後２時

水曜・短縮保育日　午前９時 ～ 午前１１時４５分

利用形態に応じた必要な申込み･添付書類の一覧

利用形態によって、必要な添付書類等が次のとおり異なります。

なお、いずれの申込みであっても、３ページに掲載する申込みフォームからの申込みが可能です。

<table>
<tr><th>利用形態</th><th>保育の必要性</th><th>預かり保育利用方法</th><th>園バス</th><th>無償化対象利用料</th><th>認定区分</th><th>必要な申込み・添付書類※3</th></tr>
<tr><td rowspan="2">通常保育型</td><td>なし</td><td>月払い</td><td rowspan="2">利用可※2</td><td>保育料</td><td>施設型給付
１号認定</td><td>【申込み】
・施設型利用給付認定申請
【添付書類】
・本人確認書類</td></tr>
<tr><td rowspan="2">あり※1</td><td>月払い
※預かり保育料無償化の申込み可</td><td rowspan="2">保育料
＋
預かり保育料※4</td><td>施設型給付
１号認定
＋
施設等利用給付
２号認定</td><td>【申込み】
・施設型利用給付認定申請
・施設等利用給付認定申請
【添付書類】
① 本人確認書類
② 保育要件の証明書類</td></tr>
<tr><td>就労支援型</td><td>就労支援型
（長時間の預かり保育）</td><td>利用不可</td><td>施設型給付
２号認定</td><td>【申込み】
・施設型利用給付認定申請
【添付書類】
① 本人確認書類
② 保育要件の証明書類</td></tr>
</table>

※１…認定要件については、１２ページを参照。

※２…園バスの通園可能地区（１８ページ）に居住する方で、かつ、預かり保育を利用しない日に限る。

※３…オンライン申込完了後、世帯員全員の個人番号（マイナンバー）が分かる書類の提出が必要。

※４…預かり保育料の無償化については、１５ページを参照。

【本人確認書類について】

本人確認書類として有効なものは、次のとおりです。

A群（写真付きの本人確認書類）…次のいずれか１点の写し
マイナンバーカード（表面（個人番号の記載がない面））、運転免許証、パスポート、 身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

B群（写真のない本人確認書類）…次のいずれか２点の写し
資格確認証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

通常保育型の概要

通常保育型では、教育課程時間（６ページ）において、園児の保育を実施します。

【昼食】

通常保育日は、給食があります。

※預かり保育を希望される方は、短縮保育日及び長期休業期間中には、弁当とおやつを持参してください。また、保育要件があり、土曜日の預かり保育を希望される方は、土曜日も弁当とおやつを持参してください。

【園バスの利用】

園バスの利用については、１８ページをご覧ください。

園バスを利用される場合は、入園前に第一幼稚園に申し出てください。

【選考手順】

① 一次受付期間中に申込み（幼稚園専願フォームから）

※３ページに記載する【令和９年度 町立第一幼稚園 園児募集のご案内】ページの申込みフォーム【令和９年第一幼稚園専願入力フォーム（一次受付）】からお申込みください。

② 抽選（定員を超える申込みがあった場合）

※抽選の有無は、一次受付期間終了後に町ホームページでお知らせします。

※申込みフォームの受付番号（英字２文字＋数字８ケタ）が抽選番号となります。なお、受付番号は、申込システムの都合上、連番となるものではありません。

③ 令和８年１２月末頃に入園決定通知送付

【抽選】

一次受付期間内に申込人数が上記定員を超えた場合には、保育幼稚園課及び第一幼稚園の職員による公開抽選を行います。

結果は、抽選会が終わり次第、町ホームページで掲示予定です。

抽選会の見学は、任意です。見学の有無によって当選が左右されることはありません。

◇日付

令和８年１２月１５日　※時間等は、一次受付期間終了後に町ホームページでお知らせします。

◇場所

第一幼稚園

◇抽選方法

抽選機を使用します。多胎児の場合、一つの玉で全員同時に入園可能となります。ただし、多胎児の方が当選枠と補欠枠にわたるときは、当選枠のみ当選、補欠枠は補欠１番、２番と連番になります。

◇結果通知方法

抽選会終了後、町ホームページで掲示予定です。

当選された方については、後日、入園決定の通知及び入園説明会の案内をお送りします。

補欠の方には、補欠証をお送りします。当選者の辞退等により欠員が生じた際には、保育幼稚園課から電話連絡をしますので、大切に保管してください。

※補欠枠の繰上げによる入園については、繰上げの調整を行い、**入園の意思確認ができた日の直後の申込期限に応じた利用希望月**となります。

通常保育型における預かり保育

【預かり保育の時間及び保育料】

<table>
<tr><td>通常保育日</td><td>午前７時３０分から
教育課程開始前まで
（利用料 100 円）</td><td colspan="2">教育課程</td><td>教育課程終了後から午後７時まで※1
（利用料 300 円※2）</td></tr>
<tr><td>水曜日・
短縮保育日</td><td>午前７時３０分から
教育課程開始前まで
（利用料 100 円）</td><td>教育課程</td><td colspan="2">教育課程終了後から午後７時まで※1
（利用料 600 円※2）</td></tr>
<tr><td>土曜日・
長期休業期間</td><td colspan="4">午前７時３０分から午後７時まで※1
（利用料 700 円※2）</td></tr>
</table>

※１…第一幼稚園では、預かり保育の適正利用を促すため、施設等利用給付認定を受けられた方を除き、運営上「１６時３０分まで」の利用区分を設けています。

※２…**預かり保育の利用時間が午後６時３０分を超える場合は、上記の金額に日額２００円が加算されます。ただし、加算分の上限額は、一月当たり３，４００円です。**

【土曜日の利用について】

土曜日の預かり保育は、保護者のいずれもが１２ページの「保育の必要性の認定要件」に該当する場合にのみご利用いただけます。

なお、就労を要件として土曜日の預かり保育を利用される場合、土曜日の午前７時３０分から午後７時までの間において４時間以上労働していることが要件となります。

通常保育型の方が預かり保育料の無償化（施設等利用給付認定）を受ける場合

預かり保育を利用される方で、預かり保育料の無償化（施設等利用給付認定）を受けられる場合、保護者全員分の就労証明書などの保育要件の証明書類の提出が必要です。

詳細は、１２ページの「保育の必要性の認定要件」及び１３ページの「申込時に必要な手続及び必要書類」をご確認ください。

就労支援型（長時間の預かり保育）の概要

保護者の就労等により長時間の保育が必要な園児を対象に、**最長で午前７時３０分から午後７時まで長時間の預かり保育**を提供するものです（日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月３日）及び園長が指定した日を除く。）。

詳細は、１２ページの「保育の必要性の認定要件」及び１３ページの「申込時に必要な手続及び必要書類」をご確認ください。

【昼食・おやつ】

長期休業期間を含む平日は、給食あり。

土曜日は、弁当を持参してください。　※おやつは、いずれの日もご持参ください。

【園バスの利用】

不可

【利用要件】

保護者のいずれもが１２ページの「保育の必要性の認定要件」に該当すること。

【土曜日の利用について】

土曜日の長時間の預かり保育は、保護者のいずれもが１２ページの「保育の必要性の認定要件」に該当する場合にのみご利用いただけます。

なお、就労を要件として土曜日の長時間の預かり保育を利用される場合、土曜日の午前７時３０分から午後７時までの間において４時間以上労働していることが要件となります。

【預かり保育料】

日額４５０円

※無償化により、日額４９０円（月額上限１２，３００円）までの預かり保育料が無料となります。詳細は、１５ページをご確認ください。

※長時間の預かり保育の利用時間が午後６時３０分を超える場合は、上記の金額に日額２００円が加算されます。ただし、加算分の上限額は、一月当たり３，４００円です。

【選考手順】

①　一次受付期間中に申込み（幼稚園専願フォーム又は幼稚園併願フォームから）

※３ページに記載する【令和９年度 町立第一幼稚園 園児募集のご案内】ページの申込みフォーム【令和９年度　第一幼稚園専願入力フォーム（一次受付）】又は【令和９年度保育所等利用申込（一次受付）保育所専願・第一幼稚園併願入力フォーム】からお申込みください。

②　抽選（定員を超える申込みがあった場合）

※抽選の有無は、一次受付期間終了後にメールでお知らせします。

※申込みフォームの受付番号（英字２文字＋数字８ケタ）が抽選番号となります。
なお、受付番号は、申込システムの都合上、連番となるものではありません。

③　令和８年１２月末頃に入園決定通知送付

④　辞退があった場合、その空き枠に対し、速やかに繰上選考を行います。

※併願申込の方について、令和９年１月末頃に保育所等の入所が決定します。保育所入所を優先される方は、辞退届を令和９年2月１０日までに提出してください。

【抽選】

一次受付期間内に申込人数が上記の定員を超えた場合には、保育幼稚園課及び第一幼稚園の職員による公開抽選を行います。

結果は、抽選会が終わり次第、町ホームページで掲示予定です。

抽選会の見学は、任意です。見学の有無によって当選が左右されることはありません。

◇日付

令和８年１２月１５日　※時間等は、一次受付期間終了後に町ホームページでお知らせします。

◇場所

第一幼稚園

◇抽選方法

抽選機を使用します。多胎児の場合、一つの玉で全員同時に入園可能となります。ただし、多胎児の方が当選枠と補欠枠にわたるときは、当選枠のみ当選、補欠枠は補欠１番、２番と連番になります。

◇結果通知方法

抽選会終了後、町ホームページで掲示予定です。

当選された方については、後日、入園決定の通知及び入園説明会の案内をお送りします。

補欠の方には、補欠証をお送りします。当選者の辞退等により欠員が生じた際には、保育幼稚園課から電話連絡をしますので、大切に保管してください。

※補欠枠の繰上げによる入園については、繰上げの調整を行い、**入園の意思確認ができた日の直後の申込期限に応じた利用希望月**となります。

保育の必要性の認定要件

保護者のいずれもが、次のいずれか要件に該当する必要があります。

事由	内　容	認定の有効期間
就労	１か月に６４時間以上労働することを常態としていること。	対象児童の小学校就学まで
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間もないこと。	認定起算日から出産日の８週間後の翌日が属する月の末日まで※1
疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	対象児童の小学校就学まで（医師等の証明期間に基づく期間内）
介護・看護	長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護し、又は看護していること。	対象児童の小学校就学まで（介護及び看護が継続している期間内）
求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。	認定起算日から９０日が経過する日の属する月の末日まで
就学	１か月に６４時間以上就学（職業訓練を含む。）することを常態としていること。	保護者の卒業の日が属する月の末日まで
育児休業	育児休業取得時、既に第一幼稚園の預かり保育を利用しており、預かり保育の継続利用が必要であること※2。	認定起算日から育児休業の対象となる子どもが満１歳に達する日の属する月の末日まで。ただし、やむを得ない事由がある場合は、育児休業の対象となる子どもが２歳に達する日の属する月の末日（２歳に達する日が１月１日から３月３１日までの間にあるときは、その年度の末日）まで
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	対象児童の小学校就学まで（事由に必要な期間内）
虐待・ＤＶ	虐待やＤＶのおそれがあること。	対象児童の小学校就学まで（事由に必要な期間内）
その他	上記以外に保護者が当該児童を保育することができない事情がある場合 （※必ず事前に保育幼稚園課へ要相談）	町長が必要と認める期間

※１…妊娠中かつ保育を必要とする状態（妊娠に伴う体調不良により保育ができない等）である場合、認定を受けることが可能となります。ただし、産前６週前の日の翌日が属する月の初日から（多胎児妊娠の場合は、産前１４週前の日の翌日が属する月の初日から）は、保育を必要とする状態であるとみなします。

※２…第一幼稚園への入園と同時に取得した育児休業を要件としての認定は、できません。

※３…保育幼稚園課では、不定期に電話、訪問等、保育要件の実態調査を実施しています。調査の結果、実態が提出書類の内容と異なる場合又は保護者と証明者の回答内容が異なる場合には、退園していただくときがあります。

申込時に必要な手続及び必要書類

保護者全員分（単身赴任中の方の分を含む。）について、要件に応じて次のいずれかの書類を提出してください。

書類は、申込児童１人につき１部必要です。きょうだいで申込みをされる場合であっても、保育要件の証明書類の添付を省略することはできません。

求職活動誓約書を除く保育要件の証明書類は、保育所等及び学童保育室の入所（園・室）申込と同一の様式であるため、証明日から３か月以内であれば、同一のものを添付していただいて構いません。

保育要件の証明書類は、保育幼稚園課で配布し、及び町ホームページに掲載しています。

申込みはオンラインでの受付となりますので、添付書類をデータ化（PDF、JPG 等）して、申込みフォームにアップロードしてください。

保育要件	必要書類	証明者等
就労（雇用型）	就労証明書	雇用主
就労（自営業中心者）	就労証明書	自分自身
	開業届 又は 確定申告書（直近年分）の写し ※就労証明書と同じ所在地が記載されたものが必要	各関係機関
就労（自営業手伝い）	就労証明書	自営主
就労（内職）	就労証明書	発注元又は自分自身
	委託契約書の写し	就労証明書を自分自身で作成する場合
妊娠・出産	母子健康手帳の「子の保護者」欄と「分娩予定日」欄の写し	申請者
	疾病等・介護・看護・出産を理由とする場合の証明 ※産前６週前の日の翌日が属する月の初日（多胎児妊娠の場合は、産前１４週前の日が属する月の初日）より前において、妊娠に伴う、体調不良により保育を希望される場合に必要	医師
疾病・障害	疾病等・介護・看護・出産を理由とする場合の証明	医師
	各種手帳等の写し	必要に応じて
介護・看護	疾病等・介護・看護・出産を理由とする場合の証明	医師
	介護状況申立書	申請者
	その他、介護状況が分かるもの	必要に応じて
	※同居親族の施設通所を介添する場合は、保育幼稚園課まで申し出てください。	―
就学	在学証明書	学校（施設）長
	年間のカリキュラムが分かるもの	―
	時間割が分かるもの	―

求職活動	求職活動誓約書	自分自身 ※就労先が決まり次第、就労証明書を提出してください。
災害復旧	罹災証明書 又は 被災証明書	自治体等
虐待・DV	保育幼稚園課へご相談ください。	
その他		

※その他、１２ページに記載する保育要件（「その他」を除く。）以外に保護者が当該児童を保育することができない事情がある場合は、保育幼稚園課へご相談ください。

【証明書に関する注意事項】

■就労を要件とする場合の証明書類について

・就労証明書の有効期間は、証明日から３か月です。

・就労証明書は、所定の様式で使用してください。事業所独自の様式を提出された場合で必要事項等が確認できないときは、受付ができません。

・内容に不備がある場合は受付ができない場合がありますので、必ず記入漏れ等がないかご確認ください。また、ご提出される前に、ご自身でも、証明内容が正しいことを確認してください。

・就労証明書の記入者は、次のとおりとなります。

（自営業又は内職以外の場合）

就労証明書は、勤務する事業所に記入してもらってください（保護者が記入した場合は、無効）。
なお、町ホームページに当該様式のエクセルデータを掲載していますので、ご活用ください。

（自営業（中心者）の場合）

就労証明書は、ご自身でご記入ください。加えて、開業届又は直近年分の確定申告書の写しが必要です。

（内職の場合）

就労証明書は、発注元又はご自身でご記入ください。
なお、ご自身で記載された場合は、発注元との委託契約書の写しを添付してください。

■「疾病等・介護・看護・出産を理由とする場合の証明書」について

・「家庭保育の可不可」欄に「可」と証明されている場合、保育要件の証明書類として認められません。

・病気や出産に伴う体調不良等の場合、所定様式による医師の証明が必要です。出産に伴う体調不良等の場合は、事前に保育幼稚園課へご相談ください。

・病人の看護等のために保育ができない場合、所定様式による医師の証明及び申立書が必要です。また、その他に介護状況等が分かるものの提出を求める可能性がありますので、事前に保育幼稚園課へご相談ください。

■求職活動を理由とする場合の証明書について

・求職活動中の場合、求職活動誓約書を添付することで保育要件と認められます。

・認定期間内に求職活動を行い、就労先が決定した場合は、就労証明書をご提出ください。

預かり保育料の無償化

【対象者】

保護者のいずれもが「保育の必要性の認定要件」（１２ページ参照）に該当する方（就労支援型をご利用の方は、全ての利用者が対象となります。）。

【無償化の上限額（給付限度額）】

その月の預かり保育の利用日数×４９０円（月額上限額１２，３００円）

なお、その月の預かり保育の利用実績額と、上記の計算式により算出したその月の給付限度額を月ごとに比較して少ない方が給付額となります。

■就労支援型をご利用の方の場合

預かり保育料が日額４５０円で、日額４９０円（月額上限１２，３００円）までの預かり保育料が無償化の対象となります。

■通常保育型における預かり保育をご利用の方の場合

預かり保育料は、月単位でお支払いください。

後日（3か月に一度の予定）、保護者から請求書を提出されることにより、島本町から無償化の対象となる預かり保育料に相当する額を給付費として金融機関の口座に振り込みます。

なお、就労支援型を利用されるほうが、預かり保育料の負担額が安くなる場合があります。

（例）ある月の預かり保育の利用が次のようなものであった場合

ア　短縮保育日の午後（６００円／日）の利用が４日で、このうち利用時間が午後6時３０分を超えた日（２００円／日を加算）が３日

イ　通常保育日の午前（１００円／日）・午後（３００円／日）の利用が２日

ウ　土曜日の利用（７００円／日）が４日

（利用実績額）ア ３，０００円＋イ ８００円＋ウ ２，８００円＝６，６００円　…①

（給付限度額）（４日＋２日＋４日）×４９０円＝４，９００円　…②

無償化給付額は、

利用実績額①＞給付限度額②のため、少ない方の「４，９００円」を給付費として支給

※預かり保育又は長時間の預かり保育の利用時間が午後６時３０分を超える場合は、規定の預かり保育料に日額２００円が加算されます。ただし、加算分の上限額は、一月当たり３，４００円です。

預かり保育料及び給食費が無償となる場合

■預かり保育料が無償となる場合

次のいずれかに該当される場合、預かり保育料が無償となります。

・市町村民税所得割額★が**５７，７００円**（保護者が特定教育・保育給付認定保護者に該当する場合にあっては、**７７，１０１円**）未満の世帯に属する子ども

・第３子（小学校３年生までの範囲で最年長の子どもから順に第１子、第２子、第３子と数えます。）以降に該当する子ども

※基本的には保護者の課税額の合計額を参照します。ただし、保護者以外の同居親族（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、保護者以外の同居親族（祖父母等）の課税額も合算します。

※４月～８月分までは令和８年度、９月～翌年３月分までは令和９年度の課税額を参照します。

令和８年１月１日時点で島本町に住民票を有しており、所得の申告がお済みの場合には、手続等は不要です。無償対象者の方へは、保育幼稚園課から通知します。

★…配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除を適用する前の税額を適用します。

■給食費が無償となる場合

次のいずれかに該当される場合、給食費が無償となります。

・保護者が生活保護等を受けている子ども

・市町村民税所得割額★が**７７，１０１円**未満の世帯に属する教育認定子ども

・市町村民税所得割額★が**５７，７００円**（保護者が特定教育・保育給付認定保護者に該当する場合にあっては、**７７，１０１円**）未満の世帯に属する満３歳以上保育認定子ども

・教育認定子どものうち第３子（小学校３年生までの範囲で最年長の子どもから順に第１子、第２子、第３子と数えます。）以降に該当する子ども

・満３歳以上保育認定子どものうち第３子（就学前までの範囲で最年長の子どもから順に第１子、第２子、第３子と数えます。）以降に該当する子ども

※基本的には保護者の課税額の合計額を参照します。ただし、保護者以外の同居親族（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、保護者以外の同居親族（祖父母等）の課税額も合算します。

※令和９年４月～８月分までは令和８年度、令和９年９月～令和１０年３月分までは令和９年度の課税額を参照します。

令和８年１月１日時点で島本町に住民票を有しており、所得の申告がお済みの場合には、手続等は不要です。無償対象者の方へは、保育幼稚園課から通知します。

★…配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除を適用する前の税額を適用します。

所得の申告

次のいずれかに該当する場合は、市町村民税の所得割額を証明する書類の提出が必要です。
提出がない場合、免除要件に該当されていても免除することはできませんので、ご注意ください。

令和8年1月1日時点で島本町外（国内）に住民票を有されていた方

令和８年１月１日時点で島本町外（国内）に住民票を有されていた方のうち、保護者の令和８年度市町村民税所得割額※の合算額が**５７，７００円**（保護者が特定教育・保育給付認定保護者に該当する場合にあっては、**７７，１０１円**）未満の方は、次のいずれかの書類について、保護者全員分を提出してください。

いずれも、令和８年１月１日時点で住民票のある市町村から発行される書類です。

- 「令和８年度　給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書」
- 「令和８年度　個人市町村民税納税通知書」
- 「令和８年度　課税証明書（個人市町村民税）」

令和9年1月1日時点で島本町外（国内）に住民票を有されていた方

令和９年１月１日時点で島本町外（国内）に住民票を有されている方のうち、保護者の令和９年度市町村民税所得割額※の合算額が**５７，７００円**（保護者が特定教育・保育給付認定保護者に該当する場合にあっては、**７７，１０１円**）未満の方は、次のいずれかの書類について、保護者全員分を、発行され次第提出してください。

いずれも、令和９年１月１日時点で住民票のある市町村から同年６月頃以降に発行される書類です。

- 「令和９年度　給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書」
- 「令和９年度　個人市町村民税納税通知書」
- 「令和９年度　課税証明書（個人市町村民税）」

令和7年1月1日以降に海外勤務をされていた期間のある方

令和７年１月１日から令和７年１２月３１日までの間に海外勤務をされていた期間のある方は給与証明書（海外勤務者用）を提出していただく場合がありますので、該当される方は、保育幼稚園課までご連絡ください。

なお、令和９年９月以降に入園される方は、令和８年１月１日から令和８年１２月３１日までの間に海外勤務をされた方が該当します。

※…配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除を適用する前の税額を適用します。

園バスの通園可能地区及び停留所



※園バスの停留所は、★印の場所です。
※園バスの利用対象者は、通常保育型の方のうち、園バスの通園可能地区（<u>上図の囲い線より外側の範囲</u>）に居住する方です。ただし、預かり保育を利用される日は、園バスを利用できません。
※園バスのルートは利用状況により年度ごとに替わるため、詳細は、第一幼稚園にご確認ください。